

建設発生土の利用と処理指針

（目 的）

第1条 建設工事に伴い発生する土砂（以下「建設発生土」という。）の抑制を図るとともに、有効利用を促進し、環境保全並びに建設事業の円滑な推進を行うことを目的とする。

（適 用）

第2条 本指針は、建設発生土が発生または建設発生土を利用する熊本市が発注する土木工事に適用する。

（適用基準等）

第3条 建設発生土を利用する場合は、発生土利用基準（平成18年8月10日付け 国官技第112号）によるものとする。

なお、本基準では第1種から第4種建設発生土及び泥土の区分はコーン指数により決定されるため、原則として設計段階でコーン指数試験をしておくものとする。

（基本方針）

第4条 建設発生土の発生・搬出抑制、工事間利用の促進及び適正処分を柱とし、以下のとおりとする。

- （1）計画・設計段階から切土、盛土のバランスをとる等、可能な限り建設発生土の現場内利用を促進する。
- （2）現場内流用後、更に建設発生土の搬出入が生じる場合は、建設発生土情報交換システムを活用し、可能な限り工事間利用を促進する。
- （3）やむを得ず捨土を行う場合は、原則として指定処分とし、残土の受入場所及び運搬経路等の条件明示を徹底するとともに、積算にあたっては、残土の処理費等を適正に計上するものとする。また、発注者が建設発生土の行き先を完全に把握するため、受注者は建設発生土の処理処分状況の記録を監督員へ提出するものとする。
- （4）指定処分として発注した後も、建設発生土情報交換システムを活用し、工事間利用となるように調整を行い、常に発生土の有効活用をするものとする。

（設 計）

第5条 建設発生土の搬出と利用についての取扱いは次によるものとする。

（1）工事現場からの搬出

- ・工事現場から建設発生土が発生する場合、経済性にかかわらず、原則として、50kmの範囲内の他の工事現場へ搬出する。
- ・他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合は、原則として指定処分とする。

（2）建設発生土及び建設汚泥処理土の利用

- ・工事現場から50kmの範囲内に建設発生土または建設汚泥（建設汚泥が発生する工事現場または当該工事現場において所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合）を搬出する他の建設工事もしくは建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合、受入時期、土質

等を考慮したうえで、経済性にかかわらず、原則として、建設発生土もしくは建設汚泥処理土を利用する。

(3) 上記のフローを別記 1 に示す。

第 6 条 指定処分についての取扱いは次によるものとする。

- (1) 指定処分とは、捨土場所及び捨土条件等を特記仕様書に明示し、当該場所に捨土するものをいう。
- (2) 捨土場所を指定する場合は、現地調査のうえ、公衆災害の防止を含め周辺的生活環境に影響を及ぼさない箇所を指定すること。
- (3) 搬入される建設発生土の状態、地盤状況等を総合的に勘案し、捨土場所の安全性について検討すること。
- (4) 指定処分は以下の箇所を対象とし、関係諸法令を遵守すること。
 - ・海面埋立工事
 - ・圃場整備や区画整理等
 - ・公的なストックヤード
 - ・公的な処分場
 - ・民間の工事または、民間の造成工事
 - ・業者が所有する仮置場等
 - ・民間が経営する処分場

第 7 条 建設発生土情報交換システムの利用について

- (1) 建設発生土を搬出または搬入する全ての工事は、工事間利用を行うため建設発生土情報交換システムへの登録を行い、工事現場から 50 km 以内の工事間まで範囲を広げて検索・調整を行うものとし、その結果を設計に反映させるものとする。

ただし、次に掲げるものは登録を省略することができる。

 - ・建設発生土の搬出及び搬入量が 100 m³ 未満のもの。
 - ・建設発生土の工事間利用が当初から決定しているもののうち搬出量が 500 m³ 未満かつ搬入量が 500 m³ 未満のもの。
- (2) 使用にあたっては、建設発生土情報交換システムの運用について（令和 6 年（2024 年）12 月 4 日付け 技管発第 281 号）を参照するものとする。
- (3) 本システムにより入力・検索が行われ、その結果が設計書に反映されているかの確認は、「熊本市公共（建設）工事設計書照査要領」により照査実施者（担当主査）が行うものとする。

（積 算）

第 8 条 建設発生土を現場から搬出する場合の積算の取扱いは次によるものとする。

- (1) 工事間利用工事として積算する場合
搬出工事から搬入工事までの運搬費は、経済性に関わらず原則として片道 50 km 以内の範囲で搬出工事に設計計上するものとする。

ただし、搬出工事で処分費は計上できない。
- (2) 指定処分として積算する場合
発生土量の多少に関わらず運搬費、処分費及び投棄料等を適正に計上するものとする。

また、投棄料等とは、受け入れ地での受入料等であり、その基準が明確である場合は、検討の

うえ積算計上を行うことができるものとする。

(施 工)

第9条 現場管理について

- (1) 受入地での施工、建設発生土の搬入にあたり騒音、振動、塵埃等の防止に努めること。
- (2) 監督職員は、捨土箇所の現場管理および受注者の指導監督に努めるとともに、受注者に写真及び関係書類等を整理提出させること。
- (3) 土捨て後は速やかに監督職員立会のもと完了確認を行うこと。
- (4) 監督職員は、指定処分地に関する情報の集積のため、受注者から提出された建設発生土の処理処分状況の記録の写しを技術管理課に提出すること。

(雑 則)

第10条 この指針に定めのない事項については、事業主管課及び技術管理課と協議すること。

(附 則)

この指針は令和2年(2020年)4月1日より施行する。

この指針は令和7年(2025年)1月1日より施行する。

建設発生土の処理フロー

システム：建設発生土情報交換システム

